

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件 一五
- 県営土地改良事業計画を変更した件 一五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である件 一五
- 道路の区域を変更する件二件 一五
- 道路の供用を開始する件 一五
- 公 告
- 福島県商業まちづくりの推進に関する条例第九条第一項の規定により特定小売商業施設の新設について届出があった件 一五
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 一五
- 福島県病院局
- 福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程 一五

告 示

福島県告示第三百九十八号

- 1 競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件（平成十五年福島県告示第七百八十三号）の一部を次のように改正する。
 - 2 この告示の施行の際現に庁舎等維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する資格を有する者の当該資格については、なお従前の例による。
- 平成二十六年六月二十日

福島県知事 佐藤雄平

第二の第二号中「第六の第二号に規定する提出期限以降のその申請に係る」を「申請による」に改める。

第六の第一号中「八月三十一日」を「十月三十一日」に改め、第六の第二号中「休日」の下に「（以下「閉庁日」という。）」を加える。

第八中「八月三十一日」を「十月三十一日」に、「土曜日及び日曜日」を「閉庁日」に改める。

（施設管理課）

福島県告示第三百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、大野第二地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する書類
 - 二 土地改良事業変更計画書の写し
 - 三 縦覧の期間
- 平成二十六年六月二十一日から
同 年七月十日まで （二十日間）
- 縦覧の場所
いわき市役所

（農村計画課）

福島県告示第四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十六年六月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 二 白河市大搦目山二の二、二の一〇
 - 三 保安林として指定された目的
 - 四 名所又は旧跡の風致の保存
 - 五 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。)
 (森林保全課)

福島県告示第四百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十六年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十六年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

| 路線名 | 区 間 | 変更前 | 変更後 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-------------------|---|-----|-----|-----------------|---------------|
| | | の別 | の別 | | |
| 県道北山 会津若松 線 | 喜多方市熊倉町新合字 堂ノ前甲八六二番地先 から 同 市熊倉町新合字 金沢丙一九二番一地先 まで | 変更前 | 変更後 | 一一・〇〇 | 一、〇〇〇・〇 |
| | | | | 五一・八 | 一、〇〇〇・〇 |

(道路計画課)

福島県告示第四百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十六年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十六年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

| 路線名 | 区 間 | 変更前 | 変更後 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|------------|-----|-----|-----------------|---------------|
| | | の別 | の別 | | |
| 県道猪苗 | 耶麻郡猪苗代町字梨木 | 変更前 | 変更後 | 一三・〇〇 | 一〇八・〇 |
| | | | | | |

| 代停車場 線 | 西一〇〇番一地从先から 同 郡同 町字梨木 西六〇番一地从先まで | 変更後 | 一六・五 | 一三・〇〇 | 一〇八・〇 |
|-----------|--|-----|------|-------|-------|
| | | | 一六・五 | 一三・〇〇 | 一〇八・〇 |

(道路計画課)

福島県告示第四百三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十六年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十六年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

| 路 線 名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-----------|---|-------------|
| 県道北山会津若松線 | 喜多方市熊倉町新合字道下三〇番地先から 同 市熊倉町新合字金沢丙一九二番一地从先まで | 平成二十六年六月二〇日 |

(道路計画課)

公 告

公告第八十三号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例(平成十七年福島県条例第二百二十号)第九条第一項の規定により、特定小売商業施設の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書面を平成二十六年六月二十日から同年九月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十六年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 特定小売商業施設を設置する者
 名称 イオンモール株式会社
 住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
 代表者の氏名 代表取締役 岡崎 双一

二 特定小売商業施設の名称

(仮称)イオンモールいわき小名浜

三 特定小売商業施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地の面積

1 所在地

いわき都市計画小名浜港背後地震復興土地地区画整理事業地内(街区番号二符一
ほか)

2 敷地面積 四万四千三百五十三平方メートル

四 特定小売商業施設の新設の予定地の開発行為の着手年月日

いわき市都市計画小名浜港背後地震復興土地地区画整理事業によりいわき市が施工
(平成二十五年十一月二十五日着手)

五 特定小売商業施設の新築、小売商業施設の増築若しくは改築又は小売商業施設への
用途の変更の着手年月日

平成二十七年三月一日

六 特定小売商業施設の新設の予定日

平成二十八年三月一日

七 特定小売商業施設の店舗面積の合計及び延べ面積

1 店舗面積の合計 三万四千四百平方メートル

2 延べ面積 十万二千七百平方メートル

八 特定小売商業施設の集客予定数及び集客予定区域

1 集客予定数 一日当たり約三万六千九百人

2 集客予定区域 新設予定地周辺十五キロメートル圏

九 届出年月日

平成二十六年六月十一日

(商業まちづくり課)

公告第百八十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画用途地域の變更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県病院局

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年6月20日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第8号

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程(平成25年福島県病院局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 切替日以降に新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される技能労務職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能労務職員には、前項の規定に準じて、給料を支給する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(病院経営課)